



秋田県公報

目 次

規 則	目 次	ペ ー ジ
秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則(一〇七・税務課)	1	1
秋田県立大学学則の一部を改正する規則(一〇八・科学技術課)	1	1
秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則(一〇九・科学技術課)	1	1
秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(一一〇・長寿社会課)	2	2
秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(一一一・医務薬事課)	2	2
秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(一一二・医務薬事課)	4	4
秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(一一三・医務薬事課)	5	5
農業協同組合法施行細則(一一四・流通経済課)	5	5
県営林に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一一五・森林整備課)	6	6
訓 令		
秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令(一二一・人事課)	7	7
秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令(一二二・森林整備課)	8	8
公営企業管理規程		
秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程(一九・企業局総務課)	8	8

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月二十二日

秋田県規則第七〇号

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して県税に係る申請等を行おうとする者は、知事が別に定める電子情報処理組織を使用して当該申請等を行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、電子情報処理組織を使用して行う県税に係る申請等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年一月十六日から施行する。

秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八〇号

秋田県立大学学則の一部を改正する規則

秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「文部科学大臣」を「学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第四号の文部科学大臣」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百九号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則
秋田県立大学大学院学則(平成十四年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第六十八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第七十条第一項第五号の規定により」を「第七十条第一項第六号の」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第十条第二項中「大学」を「、大学」に改め、同条第三項第五号中「規定により」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百十号

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年秋田県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「関係書類を添付して」を「書類を添付して、これを」に、「条例第七条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第十三条中「関係書類を添付して」を「書類を添付して、これを」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、修学資金の返還の債務を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第十五条を次のように改める。

(在学証明書の提出)

第十五条 条例第十条第一項に規定する在学証明書は、その年の四月一日現在のものとし、その提出は、施設の長を経て、同月十五日までに行わなければならない。

第十七条を削る。

第十六条第一項第二号中「休学、復学、転学」を「休学し、復学し、転学し、」に改め、同項第三号中「その他」を削り、同項第四号中「辞退した」を「辞退しようとする」に改め、同項第五号中「、住所若しくは職業」を「又は住所」に改め、「又は保証人が死亡したとき」を削り、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出が第一号に掲げる事由(業務に従事したときに限る。)又は第三号に掲げる事由に係るものであるときは、当該届出書に就業証明書を添付しなければならない。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(保証人の変更)

第十六条 修学生及び修学生であつた者は、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他の保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな保証人を立て、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、修学生及び修学生であつた者は、保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

本則に次の一条を加える。

(補則)

第十八条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表及び様式第一号から様式第二十五号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百十一号

秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(昭和四十七年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第一項の」を「第二条の規定による」に改め、「(以下「修学資金」という。)(及び、(様式第一号)」を削り、「添えて」の下に、「これを」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 推薦調書
- 二 健康診断書
- 三 戸籍抄本

第二条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「そのつど」を「毎年」に改める。

第三条中「により提出された書類の審査及び面接によつて」を「による申請があつたときは、」に、「者を決定したときは」を「かどうかを決定し」に、「修学資金貸与決定通知書(様式第三号)によりその」を「当該申請をした」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「契約書(様式第五号)」を「条例第三条第一項の規定による契約(以下「貸与契約」という。)」に、「貸与期間中」を「貸与の期間、」に、「ときは、数月分を合わせて、」を「と認めるときは、あらかじめ翌月以後の月の分を」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「修学生」を「貸与契約の相手方(以下「修学生」という。)(「に、「」に「を、いすれかに」に、「に至つた」を「こととなつた」に、「その契約」を「当該貸与契約」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に、「いづれ」を「いづれ」の「に、」なつた」を「なつた」に改め、同項第三号中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同項第四号中「なつた」を「なつた」に改め、同項第七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同条第二項中「以降」を「以後」に改め、同条第三項中「、正当な理由がないにもかかわらず、第十七条の学業成績証明書及び健康診断書」を「正当な理由なく第十六条第一項に規定する在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医師の診断書」に改め、「貸与を」の下に「一時」を加え、同条第四項中「、修学資金」を「修学資金」に、「以降通常学校等」を「以後その在学する条例第二条の学校等(以下「学校等」という。)(「に改め、「までに」の下に「通常」を加え、「わたつて」を「わたつて」に、「行つた」を「行つた」に、「ことがある」を「も」とする」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「から」の下に「その年の」を加え、「(様式第六号)」を削り、同条第二項中「により修学資金の」を「により」に改め、「(様式第六号)」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「修学資金は、」を削り、「者が」を「者は、」に、「」に該当する「を、いすれかに該当することとなつた」に、「残額については、」を「残額を」に改

め、「起算して」の下に「修学資金の」を加え、「第八条第二項」を「第七条第二項」に、「を貸与されなかつた期間を除く」を「の貸与が行われなかつた期間を除く。第十四条第二号において同じ」に、「第十二条」を「第十一条」に、「返還債務」を「修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)(「に、「合算した」を「を合算した」に、「、月賦」を「月賦」に改め、同条第一号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、「修学資金の」を削り、同条第二号中「取得しなかつた」を「取得しなかつた」に改め、同条第三号中「免許」を「免許の」に、「ならなかつた」を「ならなかつた」に改め、同条第四号中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「返還の債務」を「返還債務」に、「あつて」を「あつて」に、「修学資金返還明細書(様式第七号)」を「修学資金返還明細書」に改め、同条第二項中「が返還方法」を「は、修学資金の返還の方法」に改め、「(様式第八号)」を削り、同条を第十条とする。

第十二条中「」に「を、いすれかに」に、「修学資金の返還の債務」を「返還債務」に改め、同条第一号中「第八条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に改め、「条例第二条の」を削り、「課程」を「養成課程」に改め、同条第二号中「第十条第三号」を「第九条第三号」に、「の事実」を「に掲げる事実」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第三号中「知事が」を削り、「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「修学資金の返還」を「返還債務の履行」に、「認められた」を「認められた」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「返還の債務」を「返還債務」に改め、「(様式第九号)」を削り、「証明書を添えて」を「書類を添えて、これを」に改め、同条第十二条とする。

第十四条第一項中「となつた」を「となつた」に、「なくなつた」を「なくなつた」に改め、「引き続き」を削り、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「による返還の債務」を「により返還債務」に、「の免除額」を「を免除する場合の当該免除する額」に、「の定めるところによる」を「に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同条第一号中「による場合は、返還不能と認める」を「により免除する場合、返還不能と認められる」に改め、同条第二号中「による場合は、施設等」を「により免除する場合、施設等」に改め、「(修学資金の貸与の休止に係る期間を除く。)(」を削り、「小数点四位以下」を「当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを」に、「返還の債務」を「返還債務」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「により修学資金の返還の債務」を「による返還債務」に改め、「その免除事由発生後二十日以内に」及び、「(様式第十号)」を削り、「証明書を添えて」

を「書類を添えて、これを」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(在学証明書の提出等)

第十六条 修学生は、毎年四月十五日までに、同月一日現在の在学証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

第十七条を次に改める。

(連帯保証人の変更)

第十七条 修学生及び修学生であった者(以下「修学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、修学生等は、連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

第十八条第一項を次のように改める。

修学生等は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 修学生等又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

二 休学し、復学し、転学し、若しくは退学したとき又は理学療法士等の養成課程を専攻しなくなったとき。

三 停学の処分を受けたとき。

四 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。

五 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

六 学校等を卒業したとき。

七 理学療法士等の免許を取得したとき。

八 施設等の職員となったとき又は施設等の職員でなくなったとき。

九 勤務先を変更したとき。

第十八条第三項中「死亡届(様式第二十一号)」を、「死亡診断書又は戸籍抄本若しくは除籍抄本を添えて、その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改め、「から」の下に「その年の」を加え、「に係る勤務状況届(様式第二十号)」を「の勤務の状況」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、同項第六号に掲げる事由に係る届出をする場合にあっては卒

業証書の写し又は卒業証明書を、同項第七号に掲げる事由に係る届出をする場合にあっては免許証の写しを当該届出書に添えなければならない。

本則に次の一条を加える。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第二十一号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百二十二号

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則(平成八年秋田県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

第十一条第一項中「関係書類を添付して」を「書類を添付して、これを」に、「条例第七条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同項第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第十二条第一項中「関係書類を添付して」を「書類を添付して、これを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、修学資金の返還の債務を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第十三条中「定めるところによる」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同条第二号中「。以下同じ」を削る。

第十四条を次のように改める。

(在学証明書の提出)

第十四条 条例第十条第一項に規定する在学証明書は、その年の四月一日現在のものとし、その提出は、施設の長を経て、同月十五日までに行わなければならない。

第十六条を削る。

第十五条第一項第四号中「辞退した」を「辞退しようとする」に改め、同項第五号中「、氏名若しくは職業」を「又は氏名」に改め、「又は保証人が死亡したとき」を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「の事由による」を「に掲げる事由に係る」に、「の事由（）」を「に掲げる事由（）」に、「による届出をする場合にあっては勤務先の就業証明書を、」を「又は」に改め、「新たな勤務先の」及び「それぞれ」を削り、「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「添えて」を「添付して、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(保証人の変更)

第十五条 修学生及び修学生であった者は、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他の保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな保証人を立て、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、修学生及び修学生であった者は、保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

本則に次の一条を加える。

(補則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表及び様式第一号から様式第二十六号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百十三号

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則（平成十七年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(在学証明書の提出)

第十六条 条例第十条第一項に規定する在学証明書は、その年の四月一日現在のものとし、その提出期限は、同月十五日とする。

第十七条に次の一項を加える。

3 被貸与者は、前二項の規定による届出をするときは、当該届出書に新たな連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写しを添えなければならない。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出が第一号又は第五号に掲げる事由に係るものであるときは、当該届出書に住所又は氏名の変更を証する書類を添えなければならない。

第十八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「直ちに」の下に「、死亡診断書又は戸籍抄本若しくは除籍抄本を添えて、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により、同項第一号に掲げる事由に係る届出をする場合にあっては住所又は氏名の変更を証する書類を、同項第二号に掲げる事由に係る届出をする場合にあっては医師免許証の写しを、同項第三号に掲げる事由（医師の業務に従事したときに限る。）に係る届出をする場合にあっては就業証明書を当該届出書に添えなければならない。

第十九条を次のように改める。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十五号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県規則第百十四号

農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行細則（平成五年秋田県規則第二号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）の施行については、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第百七十一号）、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）その他の法に基づく命令（以下「命令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条 農協協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする）

(役員)の選挙の終了等の届出

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百十四号

農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行細則（平成五年秋田県規則第二号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）の施行については、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第百七十一号）、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）その他の法に基づく命令（以下「命令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条 農協協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする）

(役員)の選挙の終了等の届出

この規則は、公布の日から施行する。

農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下「組合」と総称する。)は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その日から二週間以内(第三号に掲げる事由が生じたときにあつては、一月以内)にその旨を知事に届け出なければならない。

一 役員を選挙が終了したとき。

二 役員の変動があつたとき。

三 監事による理事若しくは経営管理委員の職務の執行についての監査又は組合の業務若しくは財産の状況についての調査を受けたとき。

四 総会又は総代会が終了したとき。

五 法第六十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散したとき。

(清算結了の届出)

第三条 解散した組合の清算人は、組合の清算が終了したときは、その日から二週間以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(登記に関する届出)

第四条 組合及び農事組合法人(県の区域を超える区域を地区とするものを除く。次条において同じ。)は、法第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十七条の二から第七十九条まで又は第八十一条第一項の規定による登記をしたときは、その日から二週間以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第五条 法(法において準用する他の法律を含む。次条において同じ。)、命令又はこの規則の規定により組合及び農事組合法人が知事に提出する書類は、正副二通とし、主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(補則)

第六条 法、命令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県営林に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県規則第百十五号

秋田県知事 寺 田 典 城

県営林に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県営林に関する条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、 「第三章 県行造林(第十二条 第十九条 第四章 部分林(第二十条))

を「第三章 県行造林(第十一条 第十七条)」に、「第五章」を「第四章」に、「第二十一条」を「第十八条」に改める。

第四条の見出しを「(台帳)」に改め、同条中「、保護管理関係の台帳等を整理保管する」を「及び保護管理に関する台帳を作成し、これを保管する」に改める。

第八条を削る。

第九条第二項中「、県有林」を「県有林」に改め、「の各号」を削り、「知事の」を「その」に改め、同項第二号中「土地」を「県有林」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出し中「県有林の」を削り、同条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「森林を保護するために伐採を必要とする」を「県有林の保護のため必要がある」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「県有林の」を削り、同条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「森林」を「県有林」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第五条の規定による県行造林の設定の契約をしよう」を「第五条第一項の契約(以下この章において「県行造林契約」という。)を締結しよう」に、「県行造林設定申請書」を「申請書」に改め、「添えて、」の下に「これ」を加え、第三章中同条を第十一条とする。

第十三条中「前条の」を「前条の規定による」に、「は、県行造林設定申請地」を「において当該申請に係る土地」に、「うえ、」を「上」に、「申請人」を「当該申請者」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「契約の目的たる土地の所在地」を「県行造林の所在」に改め、同条第二号中「の設定及び」を「を設定すべきこと及び地上権の」に改め、同条第五号中「契約時に存在する」を「県行造林契約の締結時において県行造林の土地の上にある」に改め、同条第六号中「契約後生じた天然木」を「県行造林契約の締結後において天然に生じた樹木」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「(収益分収)」に改め、同条第一項中「契約」を「県行造林契約」に、「参しやくして」を「参酌して」に改め、同条第二項中「収益の分収は、当該県行造林契約に基づく造林木(以下「造林木」という。)を」を「収益分収は、県行造林の林産物の」に改め、「から」の下に「その」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「分収について」を削り、「ときは、」の下に「収益分収

として」を加え、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「土地所有者は、造林地」を「県行造林の土地の所有者（以下この章において「土地所有者」という。）は、当該県行造林」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「病虫害」を「病虫害」に改め、同項第四号中「その他」を「その他」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項第五号の看守人の設置について準用する。

第十五条を第十四条とし、第十六条を削る。

第十七条の見出しを「（土地の転貸）」に改め、同条第一項中「県営林」を「県行造林」に、「造林地」を「県行造林の土地」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第二項の規定は、前項の転貸について準用する。

第十七条第三項中「第一項の」を「前項において準用する第八条第二項の規定により」に改め、「その都度」を削り、同条を第十五条とする。

第十八条の見出しを「（土地の処分）」に改め、同条中「造林地の処分をしよう」を「県行造林の土地の所有権を処分しよう」に、「次の」を「次に掲げる」に、「あらかじめ知事の」を「その」に改め、同条第一号中「土地」を「県行造林の所在」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条の見出しを「（県行造林契約の解除）」に改め、同条中「知事は」を「知事及び土地所有者は」に改め、「第八条」の下に「の規定」を加え、「造林契約」を「県行造林契約」に、「造林」を「造林」に、「契約で定めた率」を「県行造林契約で定めた割合」に、「造林木につき県が有する持分の価格」を「県行造林の林産物につき、土地所有者が、県の持分の価額」に、「土地所有者が県に納付する」を「県に納付し、及び土地所有者の持分の価額に相当する金額を支払を県に請求する権利を放棄する」に、「当該造林全体」を「当該県有林の林産物」に、「権利を土地所有者が」を「権利を」に改め、同条を第十七条とする。

第四章を削る。

第二十一条の見出しを削り、同条中「の施行」を「に定めるもののほか、県営林の取得、管理及び処分」に改め、第五章中同条を第十八条とし、同章を第四章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第二十一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「、又は」を「又は」に、「再交付（再貸与）申請書（様式第二号）により」を「身分証明書再交付申請書を提出してその」に改め、同条第五項中「返還書（様式第三号）により」を「身分証明書返還書を提出して」に改める。

第五条第一項中「様式第四号」を「様式第二号」に、「着用していなければ」を「着用しなければ」に改め、同条第四項中「再交付（再貸与）申請書（様式第二号）により」を「職員記章再貸与申請書を提出してその」に改め、同条第五項中「返還書（様式第三号）により」を「職員記章返還書を提出して」に改める。

第九条中「（様式第五号）」を削る。

第十条の二中「職員が、」を「職員が」に、「（様式第六号）により」を「を提出して」に、「病気休暇の期間が終了し、当該」を「当該病気休暇の期間の終了により」に改める。

第十一条中「職員は、」の下に「地方公務員法第五十五条第八項に規定する適法な交渉を行うため、又は」を加え、「第二条の規定により」を「第二条各号のいずれかに該当して」に改め、「（様式第七号）」を削り、「事由により、」を「事由により」に改める。

第十二条中「（様式第八号）」を削り、「事由により、」を「事由により」に改める。

第十二条の二中「様式第八号の二」を「書面」に改める。

第十六条第一項中「に基づき、」を「による」に、「に従事するため」を「の従事の」に改め、「（様式第九号）」を削り、同条第三項中「（様式第十号）」を削る。

第十七条第一項中「（様式第十一号）」を削る。

第十八条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、「（様式第十二号）」を削り、「速やかに」の下に「これを」を加える。

第十九条第一項中「職員は、」の下に「その旨の」を加え、同条第二項中「前項」を「前項」に、「赴任できない」を「赴任することができない」に改め、「（様式第十三号）」を削る。

第二十条第一項中「除くほか」を「除き」に改め、「ときは、」の下に「その旨

の」を加え、「(様式第十四号)」「を削り、「引き継ぎ」を「引き継ぐとともに」に、「(様式第十五号)により」を「を提出して」に改め、同条第二項中「口頭をもつて」を「口頭で」に改める。

第二十一条中、「、辞職願(様式第十六号)を」を削り、「、所属長」を「辞職願を所属長」に改める。

様式第二号及び様式第三号を削り、様式第四号を様式第二号とし、様式第五号から様式第十六号までを削る。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から施行する。

秋田県訓令第二十二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県林産物極印取扱規程(昭和五十七年秋田県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項に規定する」を「第二条第一号に規定する県営林の」に、「打押する」を「押す」に改める。

第二条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第三条第二項中「(様式第二号)」「を削り、「廃止されたときは」の下に「当該極印の」を加える。

第四条第三項中「(様式第三号)」「を削る。

第五条第三項中「(様式第四号)」「を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

様式第一号の備考5中「~~な~~ひびひ」を削り、「~~ひ~~ひひ」の次に「~~ひ~~ひひ」を加え、「~~な~~ひびひ」を「~~ひ~~ひひひ」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 大 嶋 直 樹

秋田県公営企業管理規程第十九号

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(団体交渉)

第六条の二 職員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第七条に規定する団体交渉を勤務時間中に行うことができる。

2 前項に規定する交渉を行う場合は、職務に専念する義務の免除の承認をあらかじめ受けなければならない。

3 前項に規定する団体交渉の職務に専念する義務の免除等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成十八年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainstsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社